

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第5号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後			
別表第14（第2条関係）			
<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係</u>			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	金額
<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>要除却認定マンションの建替え等に係るマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u>	1件につき	160,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

改正前

別表第14（第2条関係）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	金額
<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>要除却認定マンションの建替えに係るマンションの容積率の特例許可申請手数料</u>	1件につき	160,000円